

補助事業の手引き 主な改訂履歴

改訂日	ページ	項目	改訂後	改訂前
R6.6.25	2	【必ずご覧ください～今回の事業実施にあたり、特に留意が必要な事項～】	結果として補助金が減額となる場合や補助対象外として交付決定に至らない場合がありますので、この点あらかじめご了承ください。	結果として補助対象外あるいは減額となることがありますので、この点あらかじめご了承ください。
	2	2. 各種申請・承認の手続きについて	①事業承継承認申請	—
	3	3. 補助金交付申請の際の提出書類について	※内容が不明確なものは認められません。見積金額に複数の項目が含まれる場合は、その内訳を示すこと。「〇〇一式」のみは不可。 ※システム構築費については、見積依頼書に加えて価格の妥当性を検証できる仕様書等の書類の提出を求めています。	※見積金額に複数の項目が含まれる場合は、その内訳を示すこと。「一式」のみは不可。 ※—
	6	～補助事業者のみなさまへ～	法令等及び手引きから逸脱した事務処理がありますと補助対象外となりますので、経理担当者及び補助事業従事担当者の方は、「手引き」を熟読された上で補助事業に臨まれるようお願いいたします。  ② 計画変更の際の補助金事務局への事前の早めの相談（機械装置等の変更、事業承継・法人成り等の事業主体の変更等も含みます）	経理担当者及び補助事業従事担当者の方は、「手引き」を熟読された上で補助事業に臨まれるようお願いいたします。  ② 計画変更の際の補助金事務局への事前の早めの相談（機械装置等の変更、追加も含みます）
		I. 補助事業の手続き等の流れ		
	10	(1) 交付申請	(注5) 交付決定前に、法人成り、事業譲渡、会社分割等を行うことにより、(略)	(注5) 交付決定前に、事業譲渡、会社分割等を行うことにより、(略)
	11	(5) 計画の変更等	③事業承継の申請 事業実施の必要上、やむを得ず補助事業の実施を他の企業等に承継する場合（法人成りを含む）には、(略)	③事業承継の申請 事業実施の必要上、やむを得ず補助事業の実施を他の企業等に承継する場合には、(略)
		II. 補助事業実施中の注意事項		
	15	(2) 代金の支払等に係る注意事項について	②支払は、補助事業者から発注先への銀行振込の実績で確認いたします。	②支払は、銀行振込の実績で確認いたします。
	15	(5) 以下の経費は補助対象となりません。	①汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入費（ただし、補助事業のみに使用することが明らかなものは除く）（例）事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフトウェア・タブレット端末・スマートフォン・デジタル複合機・キュービクル・乗用エレベータ・家具・3Dプリンター  ②同一代表者・役員が含まれている事業者、資本関係がある事業者への支払	①汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフトウェア・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機）の購入費（ただし、補助事業のみに使用することが明らかなものは除く）  — (P27の1. 機械装置・システム構築費及びP30の7. 外注費の注書きからは削除)
	18	3. 補助対象物件等の整理・保管について	④広告宣伝・販売促進費（グローバル枠のうち②海外市場開拓（輸出）のみ）を計上した物件等の整備・保管にあたって	—
		III. 補助事業終了後の義務		
	25	4. 補助金返還	(2) 製品・サービス高付加価値化枠通常類型の新型コロナ回復加速化特例 ・通常類型の新型コロナ回復加速化特例は従業員に対する賃上げ等を前提とした優遇制度であることから、上記(1) ①及び②の基本要件未達の場合に加え、次のAまたはBのいずれかに該当することを確認したときは、補助率引き上げ分に相当する補助金の返還を求めます。 A (略) B補助金全額の交付を受けた日以降、原則として最初に迎える3月末時点において、上記②の事業場内最低賃金が地域別最低賃金+50円以上の水準が達成できていない場合  (3) 大幅賃上げに係る補助上限額引上げの特例措置 イ) 事業計画期間の毎年3月末時点において、基準年度の事業場内最低賃金を始点として、前年度の事業場内最低賃金対比+50円以上の水準とすることが達成できていない場合	・回復型賃上げ・雇用拡大枠は従業員に対する賃上げ等を前提とした優遇制度であることから、上記①及び②の基本要件未達の場合に加え、次のAまたはBのいずれかに該当することを確認したときは、補助金交付額の全額の返還を求めます。 A (略) B補助金全額の交付を受けた日以降、原則として最初に迎える3月末時点において、上記②の事業場内最低賃金の水準が達成できていない場合  (2) 大幅賃上げに係る補助上限額引上げの特例措置 イ) 事業計画期間の毎年3月末時点において、基準年度の事業場内最低賃金を始点として、前年度の事業場内最低賃金対比+45円以上の水準とすることが達成できていない場合
	26	6. 補助事業に関する情報の変更等	①補助事業の承継 事業実施の必要上、やむを得ず補助事業の成果等を他の企業等に承継する場合（法人成りを含む）には、(略)	①補助事業の承継 事業実施の必要上、やむを得ず補助事業の成果等を他の企業等に承継する場合には、(略)
		経費区分ごとの経費内容について		
	31	◆補助対象経費の解説	9. 海外旅費（グローバル枠のうち②海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ）	—
	31		10. 通訳・翻訳費（グローバル枠のうち②海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ）	—

## 補助事業の手引き 主な改訂履歴

改訂日	ページ	項目	改訂後	改訂前
	31		11. 広告宣伝・販売促進費（グローバル枠のうち②海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ）	—
	—	その他	・公募要領（18次締切分）に対応した、事業名称、期日、時点等の修正 ・明瞭化、誤謬等の修正	—